

大和市告示第 234 号

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 30 年 12 月 5 日

大和市長 大 木 哲

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱（平成 22 年大和市告示第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 29 年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成 29 年 8 月 3 日厚生労働省発子 0803 第 2 号厚生労働事務次官通知「平成 29 年度保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」別紙」を「保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成 30 年 10 月 17 日厚生労働省発子 1017 第 5 号厚生労働事務次官通知「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」別紙」に改める。

第 3 条及び第 4 条の規定中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（様式）

第 10 条 この要綱の規定により使用する様式は、別表第 2 に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 10 条関係)

| 様式番号 | 様式の名称 | 関係条文 |
|---------|------------------------|--------------|
| 第 1 号様式 | 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 | 第 5 条及び第 7 条 |

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金
交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。